令和8年度

交通等災害遺児 進学・就職支援金

ご存知ですか？

ステキな夢を描けるように





本支援金は、愛媛県内の小学校・中学校・高等学校を卒業する災害遺児等の皆さんが進学・就職をする際の経済的援助を行うもので、愛媛まごころ銀行本店(運営：愛媛県社会福祉協議会)に寄せられた寄付金を活用しています。

「やさしさ」を抱きしめよう

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

令和８年度　交通等災害遺児進学・就職支援金のご案内

愛媛県社会福祉協議会では、県民の皆様や企業・団体から寄せられた寄付金をもとに、交通事故等によって親又は養育者を亡くされた（又は重度障がい）災害遺児等の方への支援を行っています。



給付対象

■対象となる災害
・【交　通】…車両、船舶、航空機等による交通に起因する災害
・【労　働】…労働者等の業務上の理由による災害
・【天災等】…風水害、地震その他の異常な自然現象に起因する災害及び火災

■対象となる遺児等
親又は養育者が、上記災害等によって、死亡又は重度障がい（身体障がい者等級表による級別１級かつ身体障がい者手帳保持）の状態となった小学校・中学校・高等学校を卒業予定の児童・生徒。
※令和９年３月卒業予定の県内在住の災害遺児等が対象。

給付内容

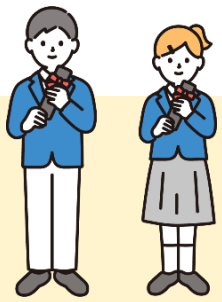
小学校卒業生	**中学校**卒業生	**高等学校**卒業生
１名につき **10**万円	１名につき **20**万円	１名につき **30**万円

申請期限

令和９年１月８日（金）必着

申請方法

給付申請書に必要事項を記入するとともに、必要書類を添付の上、愛媛県社会福祉協議会にご提出ください。



【提出書類】※郵送でご提出ください。

1　給付申請書

2　申請年度の学生証又は在学証明書等（在学を証明するもの）の写し

3　下記書類（１）～（３）のうち、**いずれか１点**

（１）災害遺児福祉手当証書等の受給を証する書類の写し
（２）①交通・労働・天災によって死亡又は身体障がい者となったことがわかる書類の写し（自動車安全運転センター事務所長、警察署長、労働基準監督署長等の発行する証明書等）
②親の死亡（又は身体障がい者等級１級）及び死亡者と災害遺児等との関係がわかる公的書類の写し（戸籍謄本又は戸籍抄本等）
※①と②を併せて提出
（３）居住地区の民生児童委員（主任児童委員）の確認書（市町社会福祉協議会にお問い合わせください。）

〔給付申請書及び様式の入手方法〕
愛媛県社会福祉協議会のホームページ（https://www.ehime-shakyo.or.jp）からダウンロードするか、市町社会福祉協議会の窓口でお受け取り下さい。

給付の決定

・提出された申請書を愛媛県社会福祉協議会が審査し、給付の有無を決定します。
・審査結果については愛媛県社会福祉協議会から申請者に対して直接通知します。

●〇提出先〇●

愛媛県社会福祉協議会　総務企画部　経営管理課
〒７９０－８５５３　松山市持田町三丁目８番１５号
ＴＥＬ　０８９－９２１－８３４４　／　ＦＡＸ　０８９－９２１－８９３９
Ｅメール　keiei@ehime-shakyo.or.jp　／　ＵＲＬ　https://www.ehime-shakyo.or.jp

令和８年度　交通等災害遺児進学・就職支援事業　実施要綱

１　目的

本事業は、交通等災害によって、親又は養育者が死亡又は重度障がいの状態となった愛媛県内の小学校・中学校・高等学校を卒業する児童・生徒（以下、「災害遺児等」という。）に対し、進学・就職支援金（以下、「支援金」という。）を支給することで、災害遺児等が進学・就職するにあたっての経済的支援を行うことを目的とする。

２　実施主体

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

３　申請期限

令和９年１月８日（金）必着

４　給付対象の範囲・給付額

次に掲げる対象の範囲で、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）会長が適当と認めた者。

（１）対象の範囲

①対象となる災害

交　通：車両、船舶、航空機等による交通に起因する災害
労　働：労働者等の業務上の理由による災害
天災等：風水害、地震その他の異常な自然現象に起因する災害及び火災

②対象となる遺児等

親又は養育者が、上記①に掲げる災害によって、死亡又は重度障がい（身体障がい者等級表による級別１級かつ身体障がい者手帳保持）の状態となった小学校・中学校・高等学校を卒業予定の児童・生徒。

※小学校は、特別支援学校の小学部を含む。
※中学校は、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部を含む。
※高等学校は、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（専攻科は除く）、特別支援学校の高等部を含む。

（２）支援金給付額

区　　分	給　付　額
令和９年３月に小 学 校を卒業予定の災害遺児等	１名につき１０万円
令和９年３月に中 学 校を卒業予定の災害遺児等	１名につき２０万円
令和９年３月に高等学校を卒業予定の災害遺児等	１名につき３０万円

５　給付申請者

申請時において、愛媛県内に居住し、かつ給付対象の災害遺児等を扶養している保護者とする。

※保護者とは、県内に住所を有し親権を行う者、後見人その他の者であって、給付対象の災害遺児等を現に養育している者をいう。

６　給付申請方法

下記表に掲げる書類を添付し、「３　申請期限」に記載の期限内に県社協へ提出する。

区　分	No.	提出書類等
必　須	1	給付申請書（様式第１号）
	2	申請年度の学生証又は在学証明書等（在学を証明するもの）の写し ※学生証は学年が分かるものをご準備ください。
選　択 **※３～５のいずれかを提出**	3	災害遺児福祉手当証書等の受給を証する書類の写し
	4	①交通・労働・天災により死亡又は身体障がい者となったことがわかる書類の写し（自動車安全運転センター事務所長、警察署長、労働基準監督署長等の発行する証明書等） ②親の死亡（又は身体障がい者等級１級）及び死亡者と災害遺児等との関係がわかる公的書類の写し（戸籍謄本又は戸籍抄本等） ※①と②を合わせて提出
	5	居住地区の民生児童委員（主任児童委員）の確認書（様式第２号）

※給付を決定するにあたり、上記以外の書類の提出を求める場合がある。

７　申請書の受理・給付の決定

（１）県社協は、提出された申請書を審査し、給付を受ける者を決定する。なお、審査の方法は別に定める。

（２）県社協は、給付決定後、給付申請者に対し、給付決定通知書を送付する。

８　支援金の交付

（１）県社協は、申請書に記載の送金指定口座へ振込によって支援金を給付する。

（２）送金指定口座名義は、原則として対象となる災害遺児等の名義とする。ただし、口座を持たない場合は、給付申請者の名義で対応できるものとする。

９　個人情報保護等

（１）本事業で取得した個人情報は、県社協個人情報保護規程に基づき厳正に管理するとともに、本事業及び下記以外の目的には使用しない。

※審査時において、市町社会福祉協議会（以下、「市町社協」という。）に対し、申請書類記載内容を照会できるものとする。

※今後、継続した支援を企画する場合等において、市町社協からの求めに応じ、給付決定状況等を情報提供できるものとする。

（２）本事業で取得した個人情報は、市町社協及び災害遺児等であることを証明する機関又は個人においても厳正に管理され、本事業以外の目的に使用しないよう求める。

（３）本事業について必要な事項は、県社協会長が別に定める。

10　申請に関する相談窓口

（１）県社協：本事業及び申請書類の書き方等、本事業全般に関すること

（２）市町社協：居住地区の民生児童委員に関すること等

11　申請書提出先

愛媛県社会福祉協議会　総務企画部　経営管理課（担当：上垣・三好）

〒７９０－８５５３　松山市持田町三丁目８番１５号

ＴＥＬ　０８９－９２１－８３４４　／　ＦＡＸ　０８９－９２１－８９３９

Ｅメール　keiei@ehime-shakyo.or.jp ／ ＵＲＬ　https://www.ehime-shakyo.or.jp

様式第１号

令和８年度　交通等災害遺児進学・就職支援事業　給付申請書

（申請日）令和　　年　　月　　日

フリガナ	
申請者氏名（保護者氏名）	（ 男 ・ 女 ）
申請者生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日生　（　　歳）
現　住　所	〒
日中連絡が取れる電話番号	（　　）　　－
メールアドレス	
対象となる災害（該当に〇）	交通　・　労働　・　天災
申請区分（該当に〇）	小学校卒業予定　・　中学校卒業予定　・高等学校卒業予定
フリガナ	
災害遺児等氏名	（ 男 ・ 女 ）
災害遺児等生年月日	平成　　年　　月　　日生　（　　歳）
卒業後の進路（該当に〇）	進　学　・　就　職

提出書類に〇をつけてください。

区 分	提出書類に〇	提出書類等
必 須		申請年度の学生証又は在学証明書等（在学を証明するもの）の写し
選 択 **※いずれかを提出**		災害遺児福祉手当証書等の受給を証する書類の写し
		①交通・労働・天災により死亡又は身体障がい者となったことがわかる書類の写し（自動車安全運転センター事務所長、警察署長、労働基準監督署長等の発行する証明書等） ②親の死亡（又は身体障がい者等級１級）及び死亡者と災害遺児等との関係がわかる公的書類の写し（戸籍謄本又は戸籍抄本等） ※①と②を合わせて提出
		居住地区の民生児童委員（主任児童委員）の確認書（様式第２号）

【送金指定口座】原則として災害遺児等の口座名義とする。

金融機関名		支店名	
預金種別 （いずれかに〇）	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他	口座番号	
預金口座名	（フリガナ）		

中学校又は高等学校を卒業されるご年齢の年度に、申請時にご記入いただいた住所へ本事業の案内を希望しますか。　　**□希望する　□希望しない　（いずれかに☑）**

本申請書記載の個人情報については、実施要綱に基づき厳重に管理します。

様式第２号
居住地区の民生児童委員（主任児童委員）の確認書

確　　認　　書

交通等災害遺児氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は交通等災害遺児進学・就職支援事業の給付対象であることを確認しました。

令和　　年　　月　　日

確認者（民生児童委員〔主任児童委員〕）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印